

2026年5月25日

小池百合子 東京都知事 様

審査請求人 漢人あきこ (自署)

## 反 論 書

2026（令和8）年4月23日付、7総総法査第1015号の3「審査会諮問通知書」に基づき、次のとおり、8都市総総第132号「弁明書」に対する「反論書」を提出します。

### 1 弁明書の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との採決を求める。

### 2 弁明書の主張に対する意見（反論）の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の部分開示を求めます。

### 3 反論の理由

#### （1）開示請求を行うことになった経緯

昨年10月23日、建築基準法第48条4項ただし書き許可申請に伴う公聴会が開催されました。

神宮外苑再開発事業の新ラグビー場は、本来この地区には建てられない施設のため、事業者から知事の特例許可が申請され、これに同意する建築審査会のための公聴会が開催されたものです。

ところが、この公聴会開催の公示が8日前で、公述希望者は3日前までに意見書を提出するというタイトな日程で、37人の申し込みがありました。公聴会に来場した公述人は18人でした。

10月23日 ○18:00ごろ 請求人が都議会の会派控室で執務していたところ、市民から「公聴会が不当に打ち切れそう」との連絡があったため、第2庁舎の公聴会会場へ向い、状況を見守ることにしました。その頃、会場には公述人や傍聴者など50～60人の市民がいたと思います。

○公聴会は14:00に始まり、途中で、「直前の開催告知で公述の申し込みができなかった人や、申し込みはしたが出席できなかった公述人も多いため、再度の開催を求める」との公述人の発言があり、さらにその求めに賛同して「公聴会を再度開催する」との都の回答を受けてから公述するという公述人が複数いたそうです。請求人が会場に着いた時には、公聴会の再度の開催を求める公述人に対して、都は事務的に公述を促す発言を繰り返す状態でした。

○18:25 都が公聴会の終了を宣言しました。「再三、公述を促したにもかかわらず公

述を行わなかった方がいたが、公聴会については適切に行い、終了した」と11月の都議会・都市整備委員会で市街地建築部長が述べています。

○その後も、会場の公述人をはじめとする市民からは「公聴会の再開」を求める発言が続き、一方、都側からは「公聴会は終了した」として会場からの退去を求める発言が一定間隔で繰り返される状態が続きました。

○この間、請求人は、最後列で、静かに事態を見守っていました。

○22:00ごろ 膠着状況の打開のため、請求人は他の都議会議員と執務フロアーへ向いました。部長も局長も退庁したとのことだったため、接客コーナーで総務課長に対策を相談しましたが、課長に席を立たれ、30分ほどで公聴会会場に戻りました。

○01:00過ぎ 都の退去を求める動きがなくなったため、請求人は会派控室で待機することとし会場を離れました。この時点で20人ほどの市民が残っていたと思われます。

○07:00ごろ 都の退去を求める動きが再会したとの連絡があり、会場に戻りました。

○12:00ごろ 神宮外苑再開発をとめ、自然と歴史・文化を守る 東京都議会議員連盟として「新ラグビー場建設に関わる公聴会において公述人を残しまま終了を宣言したことへの緊急抗議文」を提出し、請求人は会場を退室しました。

○19:00ごろ 公述人など9人が会場を退室したとのことでした。

10月29日 請求人は、担当課長に建築審査会・公聴会等の制度及び今回の公聴会に関する経過説明を求めましたが、調整がつかないとして2週間放置されました。異例のことです。

11月14日 総務部長と総合調整担当部長が会派控室に入室し、請求人の10月23日公聴会終了後の行動について、カスタマー・ハラスメント防止条例の「著しい迷惑行為」の可能性があり調査中であることが通告されました。調査内容は「長時間の居座りによる、拘束する行動」と「執務時間外の執務フロアーへの立入」とのことでした。調査通告内容に納得できず、条例の運用などについて確認したところ、この後、11月20日の都市整備委員会開催日の朝までに10回ほどの説明等が行われました。この調査は「議員だから」ではないとする一方で、「都市整備委員」であることも要素としてあるとも言われました。

12月10日 その後、請求人は、総務部長から調査結果など一切の報告は行わないと拒否されたため、個人情報の開示請求を提出しました。

## (2) カスタマー・ハラスメント防止条例の運用の問題点

今回の請求人への調査通告は、カスタマー・ハラスメント防止条例「第五条 この条例の適用に当たっては、顧客等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。」、及び「カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）」の以下の内容に抵触するものです。

### 第2 カスタマー・ハラスメントの内容に関する事項

#### 7 顧客等への配慮

##### (2) 表現の自由とカスタマー・ハラスメント

日本国憲法第21条第1項では、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定されており、表現の自由が保障されている。したがって、カスタマー・ハラスメントの禁止規定をもって、顧客等から就業者に対する正当なクレームが制限されることはない。

##### (3) 公務に関するカスタマー・ハラスメント

議員は、自治体の首長と同様に特別職の公務員である。議員は行政の監視機能を有し、

地方自治法第89条第3項で「住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。」と規定されており、地方議会の議員は住民の声を公務員（行政）に伝える責務も負っている。議員に関連するカスタマー・ハラスメントへの対応については、議員の仕事の特質や、こうした活動に対するハラスメントが起り得る視点も考慮する必要がある。

- 1) 「長時間の居座りによる、拘束する行動」として問題とするなら、請求人と同様あるいはより長時間にわたる行為を行った、連絡先等も明らかな著名な学者や公述人なども含む市民が多数いました。しかし、請求人による聞き取りでは調査通告をされた市民はいません。すなわち、これは、議員であることによる調査と考えざるを得ず、議員活動への不当な侵害・圧力です。
- 2) 神宮外苑再開発は、東京都とは異なる主張が展開されている問題です。請求人への調査が「議員だから」ではないとすれば、そのような意見や価値観の相違のなかで開催された、まさにその主張を公的に述べる機会である公聴会での市民の真摯な行動を、カスタマー・ハラスメントとみなすべきではありません。
- 3) 迷惑行為の疑いがあるとされた者に対する「調査」や「通告」、また調査結果をどのように処理するのかは、理念条例であるカスタマー・ハラスメント防止条例には定めはなく、事業者としての東京都としての方針があるべきですが、それもまだ明確ではないことが分かりました。今回の私に対する対応、特に調査中との通告をしながら一切の報告を行わないという対応は信じ難いものです。「著しい迷惑行為」であったと判断されたのなら、再発防止に向けて、その旨を伝えるべきだし、そうでなかったと判断されたのなら、謝罪すべきです。
- 4) 上記について問題なのは、迷惑行為として訴えた職員個人ではありません。その訴えを受けて、カスタマー・ハラスメントの疑いを持って外部（議員）への調査を行った権限、調査に至る手続き、作成された書式とその管理、そして対応の終結のあり方です。

### (3) 個人情報の開示が必要な理由

今回の開示請求事案はカスタマー・ハラスメント防止条例施行の半年後の発生であることから、まだ不慣れな側面があるとはいえ、(2)で述べたように恣意的で不当不適切な運用の結果であることは免れません。

働く人の就業環境を守るために必要な条例であるからこそ、この条例施行の初期段階で、どのような手続きや判断で行われた運用であったのかを明らかにし、改善すべき課題を確認するべきと考えます。

### (4) 保有個人情報が記載されている文書の件名の明示と全面非開示の不当性

処分庁は「法第79条に基づく部分開示が困難である理由」として以下の2点を挙げています。

- ① 本件対象保有個人情報には、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれている。これらは審査請求人の言動と密接に関連しており、文脈や当時の状況と照らすことにより、特定の個人を識別できる可能性が高く、開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある
- ② カスタマー・ハラスメントに関する調査を適正に遂行するためには、関係者からの率直な

報告が不可欠であるとともに、カスタマー・ハラスメントへの対応は、「職員の権利利益の侵害を防ぐこと」を最優先としており、秘密保持を前提に行うものであり、詳細な証言内容を開示すれば、関係者が後の不利益を恐れて発言を躊躇するようになり、正確な事実把握が困難となる。これは、今後の当該事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるといえる。

1) 請求人には公文書の件名の特定ができないため、「調査を行っていることに関するすべての情報について、請求日（12月10日）までのもの」の公開を求めています。まず、保有個人情報記載されている該当する公文書の件名を明示・特定したうえで決定を出すのが筋ではないでしょうか。

2) 本年第一回定例会の一般質問において、カスタマー・ハラスメント防止条例の運用に関する請求人の質問に対して、「職員向け対応マニュアルでは、5W1H等記載すべき事項を示し、個別の事案に応じた対応内容の詳細を記録することとしている」と総務局長が答弁しています。

したがって、今回の件について作成された可能性のある公文書は、大きく次の3件が想定されます。

- ①申し立てた職員と申し立て内容に関する記録
- ②請求人に関する調査結果を記した文書
- ③申し立ての受理とその後の手続きに関する決裁文書

このうち、①については、処分庁の示す2点の理由から、開示部分と非開示部分を切り分けることが困難であることは理解できますが、少なくとも、件名、作成日、作成者くらいは開示できるはずです。

②③については、申立人の個人情報も限定されると思われれますから、部分開示すべきです。

3) 最後に、処分庁は「職員の権利利益の侵害を防ぐこと」を最優先とするとしていますが、同時に顧客の権利利益も守られなければならないという認識が欠如しています。疑いをかけたまま放置することは、名誉棄損、人権侵害です。請求人は、「著しい迷惑行為」の可能性があり調査中であると通告されたのですから、その調査結果を知る権利があることを強く主張します。

以上